

## 第16回 学校給食改革本部会議 議事録

令和5年9月1日

議題1 学校給食センター整備・運営事業について

議題2 落札者決定基準について

議題1、2を資料に従い説明

(説明者：学校給食・規模適正化担当部長)

(1) 主な意見等

(市長) 指定都市の中で、一番直近で学校給食センターをPFI事業で実施しているのはどこか。

(事務局) 一番直近は整備中の岡山市であり、供用開始は令和7年9月予定である。

(市長) 指定都市を調査した中で、事業者の業務としたものが結果的に市の業務とすべきだったというような話はあったか。

(学校給食課長) 特段聞いていない。

(市長) 市の業務としているもので、備考欄で「事業者によるアイデア等は活用」としているのはどういうことか。

(学校給食課長) 例えば、市の業務としている栄養管理の決定権者は学校の設置者だが、業者からアイデアを募ることを妨げるものではないため、活用していきたいと考えている。

(市長) 新たな給食センターへの栄養士の配置は、何名となる想定か。

(学校給食課長) 6,000食以上の給食センターでは最低3人の栄養士を配置することとなっているが、3人だとアレルギー対応など他の業務もあることから実態として厳しいため、4人配置したいと考えている。具体的には今後検討していく。

(市長) 落札者決定基準において、地域経済への貢献の配点は、どのくらいであれば妥当なのか。

(学校給食課長) 具体的な基準はないため、他市を参考にして検討していきたい。

(石井副市長) モデルケースとして具体的な点数を示していただきたい。

(学校給食課長) 承知した。

(市長) シミュレーションを複数行い、数字を示していただきたい。

(学校給食課長) 承知した。

( 2 ) 結果

原案のとおり、承認。

議題 1 のみ。議題 2 については、今回は他市事例の情報提供のみであり、今後、審議を行う。

以 上

## 第16回 学校給食改革本部会議

日 時：令和5年9月1日（金）  
午後4時30分～5時00分  
会 場：第1特別会議室

### 議題

- (1) 学校給食センター整備・運営事業について
- (2) 落札者決定基準について

## 【出席者名簿】

### 1 構成員

	役職	職名	氏名	出欠
1	本部長	市長	本村 賢太郎	出
2		教育長	渡邊 志寿代	出
3	副本部長	副市長	大川 亜沙奈	出
4			石井 賢之	出
5			奈良 浩之	出
6	本部員	市長公室長	片岡 聡一	出
7		総務局長	河崎 利之	欠
8		財政局長	岩本 晃	出
9		危機管理局長（兼）危機管理監	鈴木 由美子	欠
10		環境経済局長	藤井 一洋	出
11		緑区長	石原 朗	出
12		南区長	加藤 宏美	出
13		教育局長	高橋 良明	出
14		総合政策・少子化対策担当部長	高林 正樹	出
15		財政担当部長	秋山 亮	出
16	学校給食・規模適正化担当部長	有本 秀美	出	
17	学校教育部長	農上 勝也	出	

### 2 招致関係者

	職名	氏名	出欠
1	脱炭素社会・資源循環推進担当部長	佐々木 純司	出
2	中央区長	萱野 克彦	出

# 第16回学校給食改革本部会議

---

令和5年9月1日(金)

# 1 学校給食センター整備・運営事業について（他市の状況）

給食センターの整備・運営に係るPFI事業の事業範囲は、いずれの先行市でもほぼ同様

**施設整備、開業準備、維持管理、給食調理、配送・回収、洗浄**を事業範囲とすることが一般的

参考：政令指定都市の事業の範囲【 神戸市 / 堺市 / 川崎市 / 仙台市 / 千葉市 / 福岡市 / 静岡市 / 岡山市 】

1 センター方式を導入していない市 7市：札幌市、さいたま市、横浜市、大阪市、名古屋市、京都市、北九州市

2 PFI手法によるセンター整備実績がない市 4市：新潟市、浜松市、広島市、熊本市

業務名	他市の状況		備考	
	事業者	市		
<b>施設整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査、設計、工事、工事監理</li> <li>物品調達(調理設備・備品等) 等</li> </ul>		・食器調達を除いている事例あり	
<b>開業準備</b>				
<b>維持管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物、清掃、警備、外構</li> <li>調理設備・備品、配送車両 等</li> </ul>			
<b>運営</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養管理・献立作成</li> </ul>		・事業者の業務に支援業務を含めている事例あり	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>食数調整</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>食材調達</li> </ul>		・事業者の業務に支援業務を含めている事例あり	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理・調理指示</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>調理</b></li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>配送、回収</b></li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>配膳(各校での給食受入等)</b></li> </ul>		(4) (4)	・本市デリバリー方式では、委託にて実施
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>洗浄、消毒</b></li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>廃棄物、残さ処理</b></li> </ul>			・清掃工場への搬入等は、市が担う事例あり	
<ul style="list-style-type: none"> <li>給食費徴収管理</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>食育</li> </ul>			・事業者の業務に支援業務を含めている事例あり	

# 1 学校給食センター整備・運営事業について

## 本市において「市の業務」とするもの（案）

文部科学省の通知や他市事例を参考に、既存業務の委託状況等を踏まえ、市の業務を設定

市の業務とするもの	理由	備考
栄養管理・献立作成 食材調達	<p>法律上、「学校給食栄養管理者は、設置者の専門職員」である必要がある。</p> <p>学校給食実施基準による栄養管理に加え、社会科や家庭科など各教科等の食に関する指導と両立した献立を作成する必要がある。</p> <p>「第2次 中学校完全給食実施方針」において、本市の栄養教諭等が、多様性に富んだ魅力ある食事内容となるよう献立を作成する方針を掲げている。</p> <p>地場産物の活用など、食材の選定や市内事業者を中心とした食材調達を推進する必要がある。</p>	事業者によるアイデア等は活用
食数調整	<p>食数の確定は、学校行事やアレルギー対応食などについて、学校との密な連携が不可欠である。</p> <p>本給食センターは、小学校給食室の改修時のバックアップや既存給食センターの再編等を担う施設である。</p>	事業者を支払うサービス料に直結
給食費徴収管理	新センター対象校（27校）のみ事業者には徴収させることはふさわしくない。	
食育	<p>学校給食は、教育活動の一環である。</p> <p>各校の「食に関する指導の全体計画」と関連付け、学級担任や教科担任と栄養教諭等が連携して実施する必要がある。</p>	事業者によるアイデア等は活用
貸室	<p>市が食育の拠点として社会科見学などに活用し、空き時間について貸し出すことを前提としているため</p> <p>使用可能時間や貸出方法等の詳細は、引き続き検討</p>	清掃、修繕等の維持管理業務は事業者が実施

## 2 落札者決定基準について

### (1) 提案項目(加点項目)の評価、(2) 提案価格の評価から構成

参考：政令指定都市の落札者決定基準【 神戸市 / 堺市 / 川崎市 】

		神戸市	堺市	川崎市	備考	
<b>提案項目に関する評価点 / 提案価格に関する評価点</b>		700/300	750/250	700/300		
(1) 提案項目(加点項目)について	<b>事業計画</b>	130	205	168		
	<b>施設整備</b>	140	180	210		
	<b>開業準備</b>	20	25	14		
	<b>維持管理</b>	60	70	28		
	<b>運営</b>	280	270	238	食育を評価している事例あり	
	<b>その他</b>	地域経済への貢献	30	75 <small>事業計画に配点あり</small>	14	
		地域社会への貢献 ・大規模災害時の対応 ・事業への貢献 等	-	-	7	
		付帯事業	40	-	-	
		環境への配慮 ・施設整備(省エネ等) ・周辺環境への影響 ・残渣/廃棄物発生抑制、リサイクル 等	60 <small>施設整備・維持管理に30点ずつ配点あり</small>	40 <small>事業計画に配点あり</small>	7	
		ライフサイクルコストの縮減 ・整備、維持管理、更新コスト ・光熱水費等の運用コスト 等		-	14	
<b>(2) 提案価格について</b>	300点× (最低入札価格/ 当該入札価格)	250点× (最低入札価格/ 当該入札価格)	300点× (最低入札価格/ 当該入札価格)			

今後、他の指定都市の事例を参考に具体的に検討

## 2 落札者決定基準について

参考：政令指定都市の落札者決定基準 - 「地域経済への貢献」の具体例【 神戸市 / 堺市 / 川崎市 】

	評価の視点	採点の基準
神戸 【30点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内事業者や市民の活用、地元の学校給食調理の経験者雇用等、地域経済に貢献する優れた提案がなされているか。</li> </ul>	配点 × 0.00 ~ 1.00 の 5 段階評価
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内事業者への発注額はどの程度か。 市内事業者への発注額 / 最高発注額</li> </ul>	100% : 15点、90%以上100%未満 : 10点、 70%以上90%未満 : 5点、70%未満 : 0点
堺 【75点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内業者と連携・協力するなど地域経済の促進について、具体的な提案がなされているか。</li> <li>地域雇用(障害者の雇用を含む)の促進について、具体的な提案がなされているか。</li> </ul>	配点 × 0.25 ~ 1.00 の 4 段階評価
川崎 【14点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業の活用に係る基本的な考え方・具体的な対応策</li> <li>地元雇用に係る基本的な考え方・具体的な対応策</li> </ul>	配点 × 0.00 ~ 1.00 の 5 段階評価